

# 当別町総合体育館 使用料等改定のお知らせ

当別町総合体育館設置及び管理に関する条例並びに条例施行規則の改正に伴い  
平成22年7月1日から

- アリーナ・弓道場・トレーニングルーム・格技場の専用使用料が上がります。  
また、アリーナの一部を専用使用する場合の面積区分と算出方法が一部変更になります。
- 町外団体の専用使用料、町民以外の方の個人使用料が上がります。
- 専用使用に係る使用許可申請書の様式が一部変更になります。

なお、町民の方の個人使用料は変更ありません。

## 1) 専用使用料について アリーナ全面(アマチュアスポーツに使用する場合)

時間区分		現行使用料				改正後使用料(平成22年7月1日~)			
		9時から 12時まで 1時間につき	12時から 17時まで 1時間につき	17時から 21時30分 まで1時間につき	9時から 21時30分 まで	9時から 12時まで 1時間につき	12時から 17時まで 1時間につき	17時から 21時30分 まで1時間につき	9時から 21時30分 まで
入場料を 徴収しない場合	幼小中高生	500円	700円	1,500円	11,750円	700円	1,000円	2,100円	16,550円
	大学生、一般	1,000円	1,100円	2,000円	17,500円	1,400円	1,600円	2,800円	24,800円
入場料を徴収する場合		2,000円	2,800円	5,000円	42,500円	2,800円	4,000円	7,000円	59,900円

アリーナの一部を専用使用する場合の使用面積区分と使用料の算出方法が、現行よりも細分化されます。

現行		改正後(平成22年7月1日~)	
使用面積	使用料	使用面積	使用料
総面積の1/2以下	全面の使用料の1/2	総面積の1/2	全面の使用料の1/2
		総面積の1/3	全面の使用料の1/3
		総面積の1/6	全面の使用料の1/6

## 弓道場・トレーニングルーム・格技場

時間区分		現行使用料				改正後使用料(平成22年7月1日~)			
		9時から 12時まで 1時間につき	12時から 17時まで 1時間につき	17時から 21時30分 まで1時間につき	9時から 21時30分 まで	9時から 12時まで 1時間につき	12時から 17時まで 1時間につき	17時から 21時30分 まで1時間につき	9時から 21時30分 まで
幼小中高生		200円	300円	500円	4,350円	300円	500円	700円	6,550円
大学生、一般		300円	400円	700円	6,050円	500円	600円	1,000円	9,000円

- 町外団体(構成員の半数以上が町外の方)の専用使用料、町民以外の方の個人使用料について  
それぞれ10割増(倍額)となります。
- 使用許可申請書の様式の一部変更について  
アリーナの使用面積区分と使用料の算出方法の細分化により、一部変更をします。

改定年月日:平成22年7月1日(木)

問合せ先:当別町教育委員会社会教育課スポーツ振興係  
〒061-0233  
石狩郡当別町白樺町2792番地(当別町総合体育館内)  
TEL:0133-22-3833  
FAX:0133-22-3832  
Email:[sports@town.tobetsu.hokkaido.jp](mailto:sports@town.tobetsu.hokkaido.jp)

ご利用の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。  
当別町総合体育館